

(参考)

○本事件に関する指名停止の状況について

[これまでの措置より指名停止期間を加重するもの]

指名停止業者	東北・関東・北陸の各地方整備局	中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局 国土技術政策総合研究所 大臣官房官庁営繕部 北海道開発局
(株)横河ブリッジ	平成17年5月27日から10ヵ月	平成17年5月27日から6ヵ月
(株)宮地鐵工所(※1)		
川田工業(株)		
高田機工(株)		
(株)栗本鐵工所(※2)		
松尾橋梁(株)	平成17年5月31日から10ヵ月	平成17年5月31日から6ヵ月
住友重機械工業(株)	平成17年6月20日から10ヵ月	平成17年6月20日から6ヵ月
片山ストラテック(株)		
トピー工業(株)		

※1 大臣官房官庁営繕部については、有資格業者としての登録がなされていない(株)宮地鐵工所を除く8社

※2 国土技術政策総合研究所については、有資格業者としての登録がなされていない(株)栗本鐵工所を除く8社

[上記以外のもの]

指名停止業者	東北・関東・北陸の各地方整備局	中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局 国土技術政策総合研究所 大臣官房官庁営繕部 北海道開発局
JFEエンジニアリング(株)	平成17年5月27日から8ヵ月	平成17年5月27日から5ヵ月
(株)東京鐵骨橋梁		
石川島播磨重工業(株)		
三菱重工業(株)	平成17年5月31日から8ヵ月	平成17年5月31日から5ヵ月
川崎重工業(株)		
日本橋梁(株)	平成17年6月20日から8ヵ月	平成17年6月20日から5ヵ月
三井造船(株)		
(株)サクラダ		
日立造船(株)		
瀧上工業(株)		
新日本製鐵(株)		
日本鉄塔工業(株)		
駒井鉄工(株)		
日本車輛製造(株)		
(株)ハルテック		
川鉄橋梁鉄構(株)(※3)		
佐藤鉄工(株)		

※3 国土技術政策総合研究所、大臣官房官庁営繕部及び北海道開発局については、有資格業者としての登録がなされていない川鉄橋梁鉄構(株)を除く16社

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合、又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号又は第11号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間(当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)又は有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)の関与が明らかである場合に限る。)又は1.5倍の期間

二・三(略)

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

別表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 イ 当該地方整備局の所属担当官	当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	2ヵ月以上9ヵ月以内

○国土交通省指名停止措置要領の運用基準(7 別表第2関係)

- 二 独占禁止法第3条に違反した場合(第5号から第7号まで)は、次のイ、ロ又はハを知った後速やかに指名停止措置を行うものとする。
- イ 排除勧告に対する事業者の応諾がなされたこと(事業者が応諾を拒否した場合は、審判手続開始決定後違反があった旨の審決が出たこと)
 - ロ 排除勧告を経ないで課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされないこと(事業者が審判手続開始の請求をした場合は、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たこと)
 - ハ 刑事告発がなされたこと